

犯罪インフラ対策プラン

第1 現状

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、基盤そのものが合法的なものであっても、犯罪に悪用されている状態にあれば、これを含むものである。犯罪インフラは、社会の急速な変化に応じて、グローバル化する犯罪にとどまらず、国内の組織犯罪、詐欺、窃盗、サイバー犯罪等のあらゆる犯罪の分野で着々と構築され、巧妙に張り巡らされてきている。

犯罪インフラは、犯罪に関わる通信・運搬、犯罪収益の集金・送金、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用されるなど、様々な機能・形態があり、対策も多種多様である。

犯罪インフラに対しては、例えば、繁華街・歓楽街対策においては犯罪組織が暗躍する雑居ビル等の対策を、振り込め詐欺対策においては他人名義の携帯電話や預貯金口座といった犯行ツールの対策を、犯罪のグローバル化対策においては外国人犯罪を助長するヤード等の対策を、それぞれ進めてきた。しかし、いまだ犯罪インフラの解体等（解体又は犯罪に悪用されている状態の解消をいう。以下同じ。）にはほど遠く、その存在は、治安に対する重大な脅威となっている。

第2 課題

1 徹底的な解明・解体等

犯罪インフラは、特定の犯罪のみに利用されるのではなく、様々な犯罪に利用されており、また、各種の犯罪インフラが組み合わさって利用される場合もある。犯罪インフラ対策は根源的な犯罪対策といえ、あらゆる犯罪への取組みの中で、犯罪事象の根元にある犯罪インフラを徹底的に解明し、解体等していくことが重要である。

2 速やかな対策

構築されつつある犯罪インフラは、速やかに解体等しなければ、より強固なものとなり、将来的に解体等することが非常に困難になるおそれがある。したがって、現下の治安対策のみならず、10年先の治安対策という観点からも、速やかに対策を実施することが重要である。

3 変化への対応

変化する社会の中で新たな技術、サービス、制度等が生まれると、これらが新たな犯罪インフラとして悪用されるおそれもあることから、犯罪の根元に何があるのかを常に見極め、変化に対応していくことが重要である。

第3 基本戦略

1 体制の構築

犯罪インフラは、様々な犯罪に関わる基盤であることから、警察の各部門が情報を共有し、総合的に対策を推進するための部門横断的な仕組みを構築する。

2 実態解明の推進

犯罪インフラは、社会の様々な分野に巧妙に張り巡らされてきており、今後も新た

なものが出現することが考えられることから、あらゆる機会を通じて犯罪インフラに関連した情報を収集し、実態解明を推進する。

3 犯罪インフラ事犯の検挙の強化

犯罪インフラの構築に資する犯罪（以下「犯罪インフラ事犯」という。）は、口座詐欺のように被害に気付きにくいものであったり、旅券の偽造のように直接的な被害者が存在しないものであったりするため、被害者からの申告により事案が顕在化することが少ないが、治安に与える影響は大きい。このため、各部門が連携して総合力を發揮し、検挙を強化する。

4 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

犯罪インフラは、社会全体に構築され得る基盤であり、その対象は警察が直接扱う事象にとどまらない。これを解体等するためには、国民の理解の下、他の行政機関、事業者等と連携して、様々な技術、サービス、制度等が犯罪インフラとして悪用されることを防止する必要がある。このため、警察から関係行政機関等へ積極的に働き掛けを行い、犯罪インフラを生まないための環境づくりを推進する。

第4 具体的な対処方策

1 体制の構築

(1) 警察庁における体制

ア 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会の設置

犯罪のグローバル化対策委員会を改組して設置した、次長を長とする犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会（以下「委員会」という。）において、犯罪インフラに関する情勢を集約し、基本方針の達成を図る。

イ 犯罪インフラ対策室の設置

犯罪インフラ対策室を設置し、犯罪インフラに関する情報の集約・分析を行うとともに、委員会に対する報告、都道府県警察に対する指導・調整、庁内各局や外国捜査機関等との間の総合調整を行う。

(2) 都道府県警察における体制

ア 犯罪インフラ対策を総合的に推進する体制の構築

警察本部長等を長とする犯罪インフラ対策を総合的に推進するための体制を構築し、都道府県における犯罪インフラに関する情勢を集約して、これに対応するための基本方針を定め、その達成を図る。

イ 犯罪インフラ対策を部門横断的に実施する体制の構築

アの体制の下に犯罪インフラ対策を部門横断的に実施するための体制を構築し、犯罪インフラに関する情報の収集及び共有、犯罪インフラ事犯や犯罪インフラを利用した犯罪の検挙、関係行政機関や事業者等との連携を推進する。

2 実態解明の推進

(1) 情報収集の強化

犯罪インフラ事犯や犯罪インフラを利用した犯罪を始めとする各種犯罪の捜査、疑わしい取引に関する情報の分析、地域警察活動、関係行政機関等との意見交換、サイバーパトロール等、あらゆる機会を通じ、また、既存の情報収集体制も活用し、断片情報も含めた犯罪インフラに関する情報の収集に努める。

(2) 情報分析の強化

犯罪インフラに関する情報を一元的に集約した上で、犯罪インフラ事犯の状況、犯罪インフラが利用されている状況、新たな犯罪インフラの出現、犯罪インフラを解体等するための方策等についての分析を行う。この際、携帯電話、預貯金口座等に関する既存のデータベースを活用して多角的な分析を実施するなど、効果的な分析に努める。

(3) 情報共有の推進

収集・分析した情報については、都道府県警察内の関係部門間のみならず、都道府県警察間での積極的な情報交換を行うとともに、警察庁を通じて、全国的な活用を図る。

3 犯罪インフラ事犯の検挙の強化

犯罪インフラ対策は根源的な犯罪対策であるとの認識の下、各部門が連携して総合力を発揮し、犯罪インフラを利用した犯罪のみならず、その背後にある犯罪インフラ事犯の検挙を推進する。

また、広域にわたる犯罪インフラ事犯については、合同・共同捜査を積極的に行う。

4 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

(1) 警察庁における関係省庁との連携

ア 情報の共有

関係省庁と連携し、それぞれが所管する制度、事業等に関わる犯罪インフラに関する情報の共有を推進する。

イ 犯罪の追跡可能性を確保するための方策の検討

関係省庁と連携し、電話、インターネット等の通信関連サービスのうち、犯罪の追跡可能性が確保されておらず犯罪インフラとして悪用されるおそれが高いものについて、契約の際の本人確認を義務化するなど犯罪の追跡可能性を確保するための方策を検討する。

ウ 各種申請やサービスを悪用した犯罪インフラの構築の防止

関係省庁に対し、犯罪インフラの構築に悪用されやすい各種申請やサービスについて、悪用されることを防止する措置を講ずるよう要請するとともに、これに資する情報を提供する。

(2) 都道府県警察における関係行政機関との連携

ア 情報の共有

関係行政機関との協議会を活用するなどし、関係行政機関が各種手続の機会等において入手し得る犯罪インフラに関する情報の共有を推進する。

イ 犯罪インフラの構築を許さない環境の整備

犯罪インフラの構築に悪用されやすい各種申請について、当該申請を受理する行政機関の窓口に対する注意喚起を行い、申請者に対する不正防止の働き掛け、不審な事案があった場合の警察への連絡等を要請するなど、各種申請が犯罪インフラの構築に悪用されない環境を整備する。

ウ 取締りの連携

不法就労助長を入国管理局と合同して検挙するなど、関係行政機関と一体となって、犯罪インフラの解明・解体等を推進する。

エ 悪質事業者の排除

各種法令に基づく権限を行使し、犯罪インフラの構築に関与する悪質な事業者

の指導、事業からの排除等を行うよう、関係行政機関に対して要請する。

(3) 事業者との連携

ア 犯罪インフラの構築を許さない環境の整備

通信事業者、金融機関、不動産業者等に対して、契約の際の本人確認の徹底、不審な事案があった場合の警察への連絡等を要請し、各種サービスが犯罪インフラの構築に悪用されない環境を整備する。

イ インターネット関連事業者との連携

インターネットのプロバイダ、サイト運営事業者等に対して、サイトの監視、違法情報の削除等を要請する。

ウ 迅速な照会のための枠組みの構築

犯罪インフラとして悪用されているサービスの提供事業者との間で、迅速で効果的な照会のための枠組みを構築し、捜査の迅速化・効率化及び被害の拡大防止を図る。

(4) 外国捜査機関等との連携

グローバルに構築される犯罪インフラに対応するため、外国捜査機関等との連携等の強化に努める。

(5) 国民の協力を得るための活動

ア 犯罪インフラを構築させない機運の醸成

犯罪インフラが犯罪に利用されている状況、犯罪インフラを構築させないために国民ができること等について広報啓発を行い、社会全体に犯罪インフラを構築させないという機運を醸成する。

イ 通報窓口の整備・明確化

国民に対して、犯罪インフラに関わる不審な事案を認知した場合の警察への通報を呼び掛けるとともに、都道府県警察における通報受理窓口の整備・明確化を図る。